

エネルギーセンター公用車両（重機等）売払い

高槻市（以下「発注者」という。）と受注者は、発注者の指定する財産「ホイルローダー（WA80）・フォークリフト（3FB-25）・バキュームカー」（以下、「重機等」という。）の売払について、次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1 基本的事項

- （１） 本仕様書は、エネルギーセンターにおいて重機等の売払について定めたものである。
- （２） 本契約にあたり、受注者は道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）、その他関係法令を誠実に遵守しなければならない。

2 引渡期限

令和７年１２月１９日までとする。

3 売払予定重機等

	名称	メーカー・型式	数量
1	ホイルローダー	コマツ／WA80-3 車体番号 WO65-11274 初年度登録 平成 13 年（詳細不明） 車両重量 5570kg	1 台
2	フォークリフト（※１）	トヨタ L&F／3FB-25 車体番号 3FB-10654 初年度登録 昭和 56 年 4 月 車両重量 4330kg	1 台
3	バキュームカー（※２） 登録事項等通知書 有	三菱自動車／FK415E 車体番号 FK415E521754 初年度登録 平成 1 年 6 月 車両重量 4190kg	1 台

※１ 充電に難あり（バッテリー一部不良）。敷地内での短距離での自走は可能でしたが、引き渡し時の自走が可能かは保証できません。

※２ 自走不可。タイヤがロックしているため牽引不可。積載した状態で場内橋梁（TL - 20）を渡る必要あり

当該車両はすべて、経年劣化・キズ・不具合箇所があるも、現状での引き渡しとなることを充分理解したうえで、入札すること。

また引き渡し後に隠れた瑕疵等を発見しても、本市は一切の責任を負いません。

4 引取り

- (1) 受注者は、発注者と引取り日時を調整したうえで、引取期限（12月19日）までに引取りを行わなければならない。
- (2) 受注者は、引取り車両の通行及び積込み作業について、発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 引取り場所は、次のとおりとする。
高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター 地内
- (4) 引取りの際、搬出用車両への積込みは受注者が行うものとする。搬出用車両及び同車両への積込みに必要な機材は、受注者により用意するものとする。
- (5) 受注者は、過積載にならないよう配車し、道路交通法及び関係法令等を遵守するものとする。

5 その他

- (1) 車両は一時抹消登録済。リサイクル券は無しのため預託金額およびその他手続きにかかる諸経費は買受人の負担とする。
- (2) 落札した車両を使用する場合には、高槻市の車両ではないと判別を行えるよう再塗装等を行うこと。
- (3) 引取り作業時、関係職員に怪我等を負わせたり、施設に損害を与えた場合、受注者の責任において速やかに賠償や原状復旧を行わなければならない。
- (4) その他、発注者の指示する事項を誠実に履行するものとする。
- (5) 受注者は業務責任者および従事者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減および環境への配慮の推進の取り組みについて協力するよう努めること。
- (6) 内部通報に関する事項
 - (ア) 受注者、業務責任者および従事者は、当該業務の履行に際し、本市の事務業務に関して、法令等に違反し、または違反するおそれのある事実、もしくは不当な事実を知った場合は、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を本市に通報することができる。
 - (イ) 受注者は前項について、契約後速やかに業務責任者および従事者に周知するものとする。
- (7) 環境方針の周知
受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。